

高事第 1 2 3 2 号
令和 4 年 5 月 23 日

高齢者施設等管理者・施設長 様

大 阪 府 福 祉 部 長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生時対応訓練の
実施について（依頼）

日ごろより、本府の新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする府政の推進にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大第 6 波では、高齢者施設等でクラスターが多発し、重症者や死亡者が増加しました。

こうした状況を踏まえ、大阪府では、高齢者施設等における協力医療機関でのコロナ治療対応の促進に取り組むなど、次の感染拡大への備えを急いでいるところですが、各施設においても、一層感染症対応力を高めるため、感染者及び施設内療養者の発生を想定した訓練の実施をお願いしたいと考えます。

つきましては、別紙 1 のとおり、訓練の実施を依頼いたしますので、期間内に実施いただきますよう、お願いします。

なお、本訓練については、別途お知らせ（令和 4 年 5 月 23 日付け高事第 1235 号）しております、「感染予防支援事業補助金」の補助要件（入所・居住系の施設に限る）としておりますことを申し添えます。

問い合わせ先

＜本訓練に関する事＞

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
施設指導グループ

電話：0 6－6 9 4 1－0 3 5 1（代表）

内線：4 4 9 5， 4 4 7 9

＜感染予防支援事業補助金に関する事＞

福祉部高齢介護室介護事業者課
感染予防支援事業補助金担当

電話：0 6－6 9 4 1－0 3 5 1（代表）

内線：4 9 6 4， 4 9 6 5

高齢者施設等における新型コロナウイルス発生時対応訓練の実施方法

- ◆対象施設：大阪府内（政令市・中核市を含む）に所在する次の施設
介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、
介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
（併設の短期入所事業所は本体施設でまとめて実施していただいて結構です。）

- ◆実施期間：令和 4 年 5 月 23 日（月）～同 6 月 15 日（水）の間に実施

- ◆実施内容：以下の 3 項目をすべて実施
（少数の陽性者が発生した時、クラスターが発生した時等のパターンも想定して実施）

①別添「高齢者施設等（入所）での陽性者発生時対応マニュアル（2 月 25 日版）」
を施設内で共有し内容を把握

②マニュアル内容に基づき関係者でシミュレーション（訓練）
（例）・必要な衛生物資の確認
・PPE 等の着脱練習
・陽性者の隔離、ゾーニングの計画
・陽性者発生時の職員シフトや必要な介護サービスの検討

③別紙 2 の連絡先を施設内で共有

上記マニュアルのほか「新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック」もご活用ください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/corona_book/index.html

- ◆報告方法及び報告期限：
報告方法は web 入力を予定しています。URL は後日改めてお知らせします。
（併設の短期入所事業所は本体施設でまとめてご報告ください。）
令和 4 年 6 月 17 日（金）までにご報告ください。

入所者へのコロナ治療に関する連絡先

①コロナ治療ができる協力医療機関を確保している場合

各施設でご記入ください。（複数の医療機関がある場合は適宜追記）

コロナ治療可能な
協力医療機関名称：

電話番号：

②協力医療機関等でコロナ治療ができない場合等

まずは、施設所在地を所管している保健所往診専用ダイヤル（別添）へご相談ください。

保健所名：

電話番号：

保健所と連絡が取れない場合は・・・

大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT=オーサート）へ。

高齢者施設等（入所）専用ダイヤル 06-6635-2046

土日、祝日含む24時間つながります。

※往診等支援については、当日対応は17時までの受付となります。

なお、医師等の都合により翌日調整となることもあります。

施設内で陽性者が発生し、保健所へ連絡したが電話が通じなかったことをお伝えの上、以下の情報をお伝えください。

①施設名 ②施設分類 ③住所

④施設窓口（電話番号、メールアドレス、担当者氏名）

⑤施設規模（入所者数、職員数） ⑥連携病院・関連病院

⑦陽性者数（入居者、職員内訳） ⑧その他（困っていることなど）

※ 別添「高齢者施設等（入所）での陽性者発生時対応マニュアル（2月25日版）」
付録1「自施設または連携医療機関以外の医療機関に往診を依頼する場合の留意点」もあらかじめご覧ください。

※物資、人材不足については、施設所管の市町村担当福祉部局（大阪府所管の場合は大阪府の担当福祉部局）へご相談ください。